

秋田市事業承継支援補助金

第三者や従業員への



事業承継を支援 !!

＼ 「そろそろ事業承継を…」と、ご検討中の経営者の方へ /
市内企業のM & Aや従業員承継に必要な費用の一部を補助します！

【補助制度の内容】

承継先	第三者	従業員
補助率	50%	50%
最大補助額	50万円	20万円
補助内容	<ul style="list-style-type: none">・ 専門事業者への委託費・ 許認可等取得経費・ 成功報酬・ 保険料 等	<ul style="list-style-type: none">・ 初期診断経費・ 課題分析、コンサルティング経費・ 事業承継計画の作成経費・ 企業価値診断の算出経費 等
募集期間	R7. 4. 1～R7. 12. 26	

※第三者承継の場合は、秋田県「進化するM & A成長支援事業」との併用も可能です。

※申請前に登記変更や譲渡契約等を行ったケースは対象外となります。

※事業を譲渡する事業者が以下の両方を満たす場合対象となります。

- ①代表者の年齢が60歳以上であること
- ②主たる事業所等が秋田市内であること

【お問い合わせ先】

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市産業振興部商工貿易振興課 創業支援担当
TEL 018-888-5728
FAX 018-888-5727
E-mail ro-inpr@city.akita.lg.jp

～ ホームページへのご案内 ～

右記QRコードを読み取るか、秋田市公式サイト
「ページ（広報ID）番号：1025474」で検索



秋田市事業承継支援補助金 募集概要

補助金交付対象者

次の要件の全てに該当すること。

- 1 事業承継が確実であること。
- 2 事業の継続性および成長性が認められること。
- 3 秋田県事業承継・引継ぎ支援センター等の支援機関から支援を受けていること。
- 4 市税に滞納がないこと。
- 5 法人の場合は商業登記簿上の本店が、1年以上市内にあること。また、個人の場合は住所および主たる事業所が、1年以上市内にあること。
- 6 譲渡者の代表者が、申込み時点で60歳以上であること。
- 7 過去に本事業および他機関による同様の事業を利用していないこと。ただし、秋田県が実施する「進化するM&A成長支援事業」は除く。
- 8 秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないこと。

各事業ごとの要件については次のとおり

1 従業員事業承継支援事業

本市において、従業員へ事業承継をしようとする中小企業者であって、事業を承継しようとする従業員が、次の要件の全てに該当するもの

- A 代表者と3親等以内の者ではないこと。
- I 年齢が代表者より若いこと。

2 第三者事業承継支援事業 ※法人のみ対象

本市において、第三者に対して事業承継をしようとする中小企業者（買い手および売り手）であること。ただし、売り手側の主たる事業所等が市内である場合に限る。

対象事業

承継を予定している事業が、農林漁業、医療業（病院等）、金融保険業、風俗営業などに該当しない業種を対象とする。

提出書類

- 1 事業承継計画書（市指定様式）
- 2 登記事項証明書（法人のみ）
- 3 代表者の住民票
- 4 事業を承継しようとする従業員の住民票（従業員事業承継のみ）
- 5 市税に未納がない証明書（申請月に発行されたもの）
又は納税証明書（直近2年分の市民税、固定資産税および事業所税）
- 6 事業承継支援確認書
- 7 事業承継に要する経費の見積書
- 8 法人は直近の決算書、個人事業主は直近の確定申告書
- 9 秋田県「進化するM&A成長支援事業」の補助金交付が確認できる書類
※併用する場合

補助対象経費等

補助対象経費および補助率等は以下のとおり

※消費税等仕入控除税額が明らかな場合は、同税額を減額する必要があります。

従業員事業承継支援事業

補助率 50% 限度額 20万円

補助対象経費

- ・初期診断経費
- ・課題分析、コンサルティング経費
- ・事業承継計画の作成経費
- ・企業価値診断の算出経費 等

第三者事業承継支援事業

補助率 50% 限度額 50万円

補助対象経費

- ・専門事業者への委託費
- ・成功報酬
- ・許認可等取得経費
- ・保険料 等

※秋田県「進化するM&A成長支援事業」と併用する場合、対象経費の50%から県補助額を控除した額

補助金交付までの流れ

※事業承継については、原則、交付決定後から行う必要があります。



※原則、令和8年2月27日までに事業を完了する必要があります。